

令和 7 年 9 月 25 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

文化スポーツ観光常任委員会報告資料

文化スポーツ観光局

1	「GREEN×EXPO 2027」におけるオリジナルミュージカル出展事業の状況について……………	1
2	県立スポーツ施設の指定管理者の指定期間の変更について……………	3
3	神奈川県スポーツ推進計画（エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン）の改定素案 について……………	5
4	東京2025デフリンピックに向けた取組について……………	10
5	神奈川県観光振興条例の見直しについて……………	12

1 「GREEN×EXPO 2027」におけるオリジナルミュージカル出展事業の状況について

令和9年に本県で開催される2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」について、県は、令和6年10月にとりまとめた「神奈川県出展基本構想」に基づき準備を進めており、その事業の一つであるオリジナルミュージカル出展事業の状況に関して報告する。

(1) 「GREEN×EXPO 2027」の概要

ア 開催期間

令和9年3月19日～9月26日（192日間）

イ 開催場所

旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

ウ 博覧会区域の面積

約100ha（うち会場区域 約80ha）

エ 有料来場者数

1,000万人以上（想定）

オ 開催主体

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

(2) オリジナルミュージカル出展事業の状況

ア 業務委託契約の締結

(ア) 業務名称 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）における神奈川県オリジナルミュージカル出展事業

(イ) 契約者名 株式会社NHKエンタープライズ
代表取締役社長 有吉 伸人

(ウ) 契約期間 令和7年8月29日（契約締結日）～令和10年1月31日

(エ) 契約金額 3億2,743万5,922円

イ 契約の概要

(ア) オリジナルミュージカル制作公演業務

オリジナルミュージカルを制作し、開催期間中に49日公演を行う。

(イ) オリジナルミュージカル映像制作上映業務

(ア)のミュージカルの映像を制作し、開催期間中に44日上映する。

(ウ) 県民参加推進業務

ミュージカルで使用するダンスや歌について、手本の動画を制作し、インターネットで県民が演じる動画作品を広く募集し、応募のあった作品をミュージカルの公演の中で活用することにより、ミュージカルへの県民参加を図る。

(エ) 広報業務

公式ホームページ、チラシ及びポスターの制作等

(3) スケジュール

令和7年9月～12月頃

脚本制作

12月頃～令和8年秋

音楽、美術、振付制作

出演者決定（オーディション等）

令和8年秋～

稽古

ミュージカル映像制作

令和9年3月19日

開幕

2 県立スポーツ施設の指定管理者の指定期間の変更について

(1) 概要

県立都市公園では、多様化する県民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在の指定期間は令和4年度から令和8年度までである。

県立都市公園を所管する県土整備局において、次期指定管理者の募集に先立ち、県立都市公園での指定管理者制度の運用について検証を行ったところ、これまで一律5年間としていた指定期間をそれぞれの公園の特性に応じて変更することで、民間による積極的な投資の促進や計画的な森林管理などを促し、より魅力ある公園としていくことの可能性について検討する必要があるが生じた。

そして、各公園における適正な指定期間の在り方を検討するために、民間への意向調査や、その結果を踏まえた指定管理者の募集に関する資料の作成など、必要な期間を考慮し、現在の指定期間について2年間の延長をしたいとの意向が県土整備局から示された。

そこで、指定管理者制度を導入している県立都市公園内にある県立相模湖漕艇場（県立相模湖公園内）と県立山岳スポーツセンター（県立秦野戸川公園内）についても、県立都市公園とスポーツ施設を一体的に管理することで、より効率的で効果的な運営が期待できるため、指定管理者の一括募集を行っていることから、現在の指定期間について2年間延長することとしたい。

(2) 指定期間を変更する県立スポーツ施設（2施設）

No	名称	所在地	現指定管理者
1	相模湖漕艇場	相模原市 緑区	相模湖観光協会・神奈川県ローイング協会グループ
2	山岳スポーツセンター	秦野市	神奈川県公園協会・小田急電鉄 共同事業体

(3) 指定期間の変更

変更前 令和4年4月1日～令和9年3月31日

変更後 令和4年4月1日～令和11年3月31日

(4) スケジュール

令和7年10月～ 指定管理者と指定期間の延長を協議

11月 第3回県議会定例会に指定期間の延長に関する議案を提出

令和8年1月以降 指定管理者と指定期間の延長について協定を締結

3 神奈川県スポーツ推進計画(エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン)の改定素案について

(1) 改定の経緯

県では、神奈川県スポーツ推進条例に基づき、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の実情及び特色を踏まえたスポーツの推進に関する計画として、「神奈川県スポーツ推進計画(エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン)」を2017(平成29)年3月に策定した。

現行計画は、2017(平成29)年度から2025(令和7)年度までの9年間の計画期間としている。

この間のスポーツを取り巻く状況の変化、これまでの取組の実績と課題を踏まえて、計画の改定を行うため、素案を作成した。

(2) これまでの経過

令和7年6月 第2回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に改定イメージを報告

9月 神奈川県スポーツ推進審議会において改定素案を審議

(3) 改定素案の概要

ア 計画の目標年度

計画全体の目標年度は、「新かながわグランドデザイン 基本構想」に合わせて、2040(令和22)年度までの15年間とする。

当面取り組む施策の目標年度は、社会状況などスポーツを取り巻く環境の変化に対応した計画としていくため、2030(令和12)年度までの5年間とする。

イ 基本目標(目標年度:2040(令和22)年度)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現② スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会の実現③ スポーツを通じて、誰もが生き生きと喜びを実感できる共生社会の実現 |
|--|

ウ 数値目標(目標年度:2030(令和12)年度)

スポーツの多様な価値を反映させるため、これまでの「する」に関する目標に、「みる」「ささえる」に関する目標を追加した。

(ア) スポーツを「する」ことに関する数値目標

a 成人

週 1 回以上のスポーツ実施率	70%以上
週 3 回以上のスポーツ実施率	40%以上
スポーツ非実施率	0%に近づける

b 子ども

週 3 回以上のスポーツ実施率	55%以上
スポーツ非実施率	7%以下

c 障がい者

週 1 回以上のスポーツ実施率	40%以上
-----------------	-------

(イ) スポーツを「みる」ことに関する数値目標

1 年間にスポーツを観覧した県民の割合	70%以上
---------------------	-------

(ウ) スポーツを「ささえる」ことに関する数値目標

1 年間にスポーツをささえる活動を行った県民の割合	10%以上
---------------------------	-------

エ スポーツ推進の施策展開

基本目標の実現に向けて、数値目標を設定するとともに、4つの視点から施策を展開する。

施策展開に当たっては、令和7年9月1日に施行された改正スポーツ基本法の内容等を踏まえた取組を計画素案に反映した。

(ア) 視点1 誰もが生涯を通じて親しめるスポーツ活動の推進

ライフステージを乳幼児期、児童・青年期、成人期、円熟期の大きく4つに分け、デジタル技術も活用しながら、様々な主体と連携して施策を展開していく。

<新規・拡充する主な取組>

- a 地域の実情に応じた部活動の地域展開
- b アーバンスポーツの普及促進
- c 多種多様なスポーツの普及
- d スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加促進
- e デジタル技術の活用

(イ) 視点2 スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる社会を実現するため、スポーツ活動の環境整備やアスリートの育成に取り組む。

＜新規・拡充する主な取組＞

- a スポーツ事故等の防止
- b 暴力やハラスメントのないスポーツ環境の推進

(ウ) 視点3 スポーツの持つ力による地域活性化

本県が有する豊かな自然環境や、スポーツ関係団体、スポーツ施設といった地域資源を活用し、交流人口や関係人口の拡大を図り、スポーツの持つ力による地域活性化に取り組む。

＜新規・拡充する主な取組＞

- a 市町村、企業、スポーツ団体等との連携による「あつまる」「つながる」機会の創出
- b スポーツと文化芸術等との連携

(エ) 視点4 スポーツを通じた共生社会の実現

スポーツの多面にわたる価値を通じて、人種、性別、年齢、障がいの程度等にかかわらず、誰もが生き生きと喜びを実感できる共生社会の実現に取り組む。

＜新規・拡充する主な取組＞

- a 「かながわパラスポーツ」の普及
- b 障がい者スポーツを支える人材の育成・活用

(4) 改定素案のポイント

別紙のとおり

(5) スケジュール

令和7年10月 改定素案についてパブリック・コメントを実施、市町村へ意見照会

令和8年1月 神奈川県スポーツ推進審議会において改定案を審議

2月 令和8年第1回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に改定案を報告

3月 計画改定

＜別添参考資料＞

- ・参考資料 第2期神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン」（第1期神奈川県スポーツ推進計画 改定素案）

神奈川県スポーツ推進計画（改定素案）

改定計画（案）
〔令和 8 年 3 月〕

<計画の目標年度>

全体	<u>2040（令和 22）年度</u> <u><15 年間></u>
当面取り組む施策	<u>2030（令和 12）年度</u> <u>< 5 年間></u>

<基本目標>

- 1 誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現
- 2 スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会の実現
- 3 スポーツを通じて、誰もが生き生きと喜びを実感できる共生社会の実現

<数値目標>

（スポーツを「する」ことに関する数値目標）

- 1 成人のスポーツ実施率
週 1 回以上：70%以上
週 3 回以上：40%以上
非実施：0%に近づける
- 2 子どものスポーツ実施率
週 3 回以上：55%以上
非実施：7%以下
- 3 障がい者のスポーツ実施率
週 1 回以上：40%以上

（スポーツを「みる」ことに関する数値目標）

1 年間にスポーツを観覧した県民の割合：
70%以上

（スポーツを「ささえる」ことに関する数値目標）

1 年間にスポーツをささえる活動を行った県民の割合：10%以上

現行計画

〔平成 29 年 3 月（令和 5 年 3 月見直し）〕

<計画の目標年度>

全体	<u>2025（令和 7）年度</u> <u>< 9 年間></u>
当面取り組む施策 （前期）	<u>2022（令和 4）年度</u> <u>< 6 年間></u>
当面取り組む施策 （後期）	<u>2025（令和 7）年度</u> <u>< 3 年間></u>

<基本目標>

- 1 誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現
- 2 スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現

<数値目標>

- 1 成人のスポーツ実施率
週 1 回以上：70%以上
週 3 回以上：35%以上
非実施：0%に近づける
- 2 子どものスポーツ実施率
週 3 回以上：55%以上
非実施：7%以下
- 3 障がい者のスポーツ実施率
週 1 回以上：40%以上

神奈川県スポーツ推進計画（改定素案）（続き）

改定計画（案）
〔令和８年３月〕

<スポーツ推進の施策展開>

視点１ 誰もが生涯を通じて親しめるスポーツ活動の推進

- １ スポーツに親しむきっかけづくり
- ２ スポーツに親しむ意欲や態度の育成、機
会の確保
- ３ スポーツに親しむ習慣の確立、楽しみ・
ささえる機会の提供
- ４ スポーツを通じた健康・生きがいつくり
- ５ デジタル技術の活用

視点２ スポーツ活動を拓げる環境づくりの推進

- ６ スポーツ活動の環境整備
- ７ アスリートの育成

視点３ スポーツの持つ力による地域活性化

- ８ スポーツの持つ力による地域活性化

視点４ スポーツを通じた共生社会の実現

- ９ スポーツを通じた共生社会の実現

現行計画

〔平成 29 年 3 月（令和 5 年 3 月見直し）〕

<スポーツ推進の施策展開>

視点１ 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進

- １ 楽しみながら行うスポーツへのきっかけづくり
- ２ スポーツに親しむ意欲や態度の育成
- ３ スポーツを行う習慣の確立
- ４ スポーツを通じた健康・生きがいつくり

視点２ スポーツ活動を拓げる環境づくりの推進

- ５ スポーツ活動の環境整備
- ６ アスリートの育成

視点３ スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

- ７ スポーツの持つ力による地域活性化

- ８ スポーツを通じた共生社会の実現

※ 下線部は、現行計画から改定を予定している部分

※ 二重下線部は、現行計画から改定を予定している部分のうち、スポーツ基本法の改正内容等を踏まえ、第２回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に報告した改定イメージから追加変更した部分

4 東京2025デフリンピックに向けた取組について

東京2025デフリンピックの開催を契機とした聴覚障がい者への理解やパラスポーツの推進に向けて実施している大会の機運醸成等の取組について報告する。

(1) 東京2025デフリンピックの機運醸成に向けた取組

ア 東京2025デフリンピック直前イベント・壮行会の実施

大会の1か月前となる令和7年10月に、みなとみらい地区で、県ゆかりの代表選手への壮行会とデフリンピックをPRするイベントを同時開催し、選手への応援とデフリンピックの機運醸成につなげる。

日時 令和7年10月13日11時～16時

会場 クイーンズスクエア横浜 クイーンズサークル

イ プロスポーツチーム等と連携したPR

プロスポーツチームや市町村等と連携し、試合会場やイベント会場において、ブース出展やステージイベント等を行う。また、イベント会場で、県ゆかりの代表選手への応援メッセージ記入コーナーを設けるなど、参加型の企画により、デフリンピックの機運を醸成する。

ウ 各種広報ツールによるPR

県ゆかりの代表選手の写真・コメントや、デフリンピックの特徴等を紹介する応援リーフレットを作成し、市町村や学校を始め、関係団体に配布するほか、県ゆかり選手の出演するPR動画を作成し、県ホームページやSNSでの発信、駅サイネージ・電車内ビジョン等で放映する。

また、県立スポーツ施設や市町村と連携し、のぼりや横断幕の掲出、庁舎等のライトアップなど、県全体でデフリンピックの機運を醸成する。

(2) 子ども達の観戦機会の創出

子ども達の東京2025デフリンピック会場での観戦を支援し、「見える形」での応援体験や、デフアスリートの活躍する姿を間近に感じることで、パラスポーツや聴覚障がい者への理解推進を図る。

(3) 事前キャンプの受入れ

アサンテ スポーツパーク（県立スポーツセンター）において、ポルトガル共和国選手団の事前キャンプを受け入れ、円滑かつ快適な練習環境を提供するとともに、県民との交流機会を設け、デフリンピックの機運醸成と、障がいや国籍などの多様性の理解につなげていく。また、火災の警報等を振動により選手に知らせる機器を配備し、聴覚障がい者が安全に利用できる環境を整備する。

期間 令和7年11月8日～11月16日（9日間）

競技 陸上、水泳、柔道、自転車競技（計4競技）

人数 選手10名及びコーチ、医療スタッフ等含め総勢30名程度

(4) 大会のレガシーの創出に向けた取組

引き続き、障がい者アスリートの支援や障がい者がスポーツを楽しむための環境整備のための事業を実施するとともに、ろう者に対する理解促進動画の幅広い活用や、国際手話講座を開催する。

また、大会終了後には、県ゆかりの選手等が活躍した姿を取材したドキュメンタリー番組を作成し、県民のレガシーとして記録に残す。

【参考】東京2025デフリンピック概要について

(1) 大会名 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025

(2) 期間 令和7年11月15日～11月26日

(3) 会場 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場など19会場

(4) 競技種目 21競技（陸上、バドミントン、バスケットボール、ビーチバレーボール、ボウリング、自転車（ロード・MTB）、サッカー、ゴルフ、ハンドボール、柔道、空手、オリエンテーリング、射撃、水泳、卓球、テコンドー、テニス、バレーボール、レスリング（フリースタイル・グレコローマン））

5 神奈川県観光振興条例の見直しについて

(1) 概要

平成22年4月に施行した「神奈川県観光振興条例」については、その附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていることから、条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

(2) 条例の見直しの結果

現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考)

条例番号		平成21年神奈川県条例第73号
条例の概要		この条例は、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現が極めて重要であることに鑑み、これに必要な観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものである。
見直しの視点	必要性	観光振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現は現在も重要であり、観光振興施策を総合的かつ計画的に推進し、県経済の発展及び県民生活の向上につなげるため、本条例は必要である。
	有効性	本条例第15条に基づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興計画を定めている。 当該計画には観光消費額総額を数値目標として掲げているが、当該計画に沿った施策の実施等によって、コロナ前である令和元年を超える実績となるなど成果を上げており、有効に機能している。 また、観光消費額の増額を図るには、観光消費額の高い外国人観光客の一層の誘客を図る必要があるが、本条例第13条で観光客の受入体制整備や、第14条で外国人観光客の来訪促進が規定されており、有効である。

効率性		本条例第15条に基づき観光振興計画を定め、観光審議会や広く県民等から意見を聴いた上で計画的に推進している。 また、当該計画に沿った施策の実施結果について、観光審議会の評価を受けるなど検証しており、効率的に推進している。
基本方針 適合性		「新かながわグランドデザイン 実施計画」のプロジェクト5として「観光・地域活性化」が掲げられるとともに、本条例に基づく施策は、同グランドデザインの主要施策の政策分野Ⅲ「産業・労働」の施策体系に位置づけられており、基本方針に適合している。
適法性		本条例は、観光立国推進基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触する内容は含まれていない。